

環境影響評価及び事後調査に関する技術指針の改定の概要

1 改定の背景

大阪府では大阪府環境影響評価条例の規定により、事業者が行う環境影響評価及び事後調査が科学的知見に基づき適正に実施されるようにするため、「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」を策定しています。

このたび、地球温暖化による気候変動の進行や、近い将来の発生が予想されている地震による環境リスクに対応することを目的として、技術指針に気候変動適応等を新たに位置づけました。

2 改定の内容

- (1) 気候変動適応等に関連する洪水・内水氾濫、高潮・高波、土砂災害、暑熱、地震、津波を環境項目、環境配慮項目及び地域概況の把握に係る調査項目に追加しました。
(第1章第2節別表2、別表3、別表5)
- (2) 気候変動適応等に関する各環境配慮項目について、環境配慮事項を定めました。
(第1章第2節別表7)
- (3) 気候変動適応等について、環境影響評価に係る調査、予測、評価及び事後調査の方法を定めました。
(第2章第22節、第23節、第24節、第25節、第26節、第27節)